

# 商工神奈川

2025

# 1



No.805

## Contents

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 〈巻頭〉年頭のご挨拶 .....                      | 2  |
| 〈特集1〉フリーランスの取引に関する<br>新しい法律について ..... | 4  |
| 〈特集2〉令和6年度 中小企業労働実態調査報告 .....         | 6  |
| 中央会トピックス .....                        | 7  |
| 組合あてな .....                           | 8  |
| 情報連絡員の声 .....                         | 9  |
| 組合Q&A .....                           | 12 |
| 今月の逸品・編集後記・情報募集 .....                 | 13 |



“人を「<sup>つな</sup>ぐ」・組織を「<sup>むす</sup>ぶ」・地域を「<sup>つな</sup>ぐ”

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

# 年頭のご挨拶

神奈川県中小企業団体中央会  
会長 森 洋

会員並びに関係者の皆様、明けましておめでとうございます。お健やかに令和7年の新春をお迎えになられたことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、元日の能登半島地震、9月の能登豪雨などの激甚災害の発生や、国家紛争の長期化など国内外の情勢が不安定な年となりました。一方で、パリオリンピック・パラリンピックでは、神奈川に縁のある多くの選手がメダルを獲得しましたし、横浜DeNAベイスターズが日本シリーズで優勝するなど明るいニュースもありました。

企業経営の面では、中小・小規模事業者の本格的な景気回復が期待されましたが、原材料価格の高騰、構造的な人手不足や個人消費の停滞から収益確保を実感できず、更に、いわゆる2024年問題として働き方改革の残業規制への対応にも追われた年でありました。

明けた令和7年は、中小・小規模事業者が生産性を向上させ収益がアップする年となることを期待するところであります。しかしながら、現下の経営環境は、人手不足が深刻化する中で、最低賃金も引き上げられるなど人材確保のための防衛的な賃上げにも限界がありますし、こうした人件費や原材料費の高騰によるコスト増の価格への転嫁が引き続き大きな課題となっているなど、本年も引き続き厳しい経営環境が見込まれます。

本会では、こうした課題を解決していく為に、県の補助事業の支援メニューはもとより、国が措置した「中小企業省力化投資補助金」の事務局として中小企業の生産性向上支援に努めるとともに、人材確保の面では、新たな「育成就労制度」の施行を視野に入れて、実効性のある制度に移行できるよう検討を進めていくなど、関係機関等と連携しながら、生産性向上、人材確保、価格転嫁などの支援に取り組んでまいります。

国内外では政局の不安定な状態が続くと思われませんが、経済の好循環を神奈川県より実現させるため、会員各位におかれては、協同の精神の下、「連携」をキーワードに、経営基盤の強化、事業の持続的発展と経営革新、付加価値の創造に取り組まれ、この激変する不透明な時代を乗り切っていただきますよう心より念願するものであります。

今年の干支の巳年は「新しいことが始まる年」と言われています。本会といたしましても、新たな一歩を踏み出せるよう、中小企業・小規模事業者の振興と発展に向けて邁進してまいりますので、皆様には、倍旧のご支援、ご協力をお願い申し上げ年頭のご挨拶といたします。



# 年頭のご挨拶

神奈川県知事  
黒岩 祐治



あけましておめでとうございます。

振り返りますと、昨年のはじめは、能登半島地震が発生した日でありました。

正月の穏やかな一日を吹き飛ばす突然の大地震に、私自身、大変驚くとともに、いつ起こるか分からない地震災害の恐ろしさを改めて突きつけられた思いでした。

県は、地震発生直後から「災害対策支援チーム」を設置。その後、警察や消防が次々と現地に赴き、被災者の捜索や救助にあたりました。

現地では、断水や停電、通信障害などライフラインの被災が深刻で、在宅避難や住民が自主的に開設したいいわゆる自主避難所などに避難した被災者も多くいたため、避難者の情報の把握と集約ができない事態が生じていました。

こうした状況の中、現地入りしていた本県のCIO（情報部門の責任者）により、通信手段を確保するための衛星通信システムの投入や、行政、自衛隊、DMAT（災害派遣医療チーム）等が別々に収集管理していた避難所情報の集約、広域での避難者マスターデータの構築などが行われました。

神奈川県で進めていた防災DXの仕組みを現地に持ち込み、現場のニーズに即した支援を即座に実現することができました。

能登半島地震の被災地での経験を基に、私たちは防災DXをさらにブラッシュアップさせました。通信の断絶に備えて衛星通信システムを導入したほか、孤立地域や土砂災害現場等の被害状況を把握する上で有効な赤外線カメラ搭載のドローンの配備等、デジタルを活用した応急活動体制の整備を進めています。

県政課題へのデジタルの活用は、こうした災害分野に止まりません。

例えば、子ども子育て分野。令和5年12月に導入したLINE公式アカウント「かながわ子育てパーソナルサポート」は、デジタルを活用することにより、お住まいの地域やお子さんの年齢に応じた情報支援を可能とした取組で、すでに5万人を超える方にご利用いただいています。また、医療分野においても、オンライン診療の活用や、地域における患者情報の共有が進められています。

私は、4期目の県政運営に当たり「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」を掲げました。進歩の著しいデジタルの力を様々な課題の解決に活用し、県民の皆様が抱える「不安」を取り除いていくという考えです。

こうしたデジタルを活用した取組をさらに進め、県民の皆様一人ひとりの「いのち」が輝くやさしい社会の実現を目指し、本年も全力を尽くしてまいります。

結びに、新しい一年が、県民の皆様にとって素晴らしい年になりますことを祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。

# フリーランスの取引に関する 新しい法律について

横浜北仲通り法律事務所  
弁護士 池田 賢史



## 1 2024年11月1日から「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」という法律が施行されました。いわゆる「フリーランス新法」です。

このフリーランス新法がどのような目的で制定され、どのような契約・業種に適用され、どのような規制を定めているのかについて、以下、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省が公表している説明資料に基づいて簡単に説明します。

## 2 フリーランス新法の目的

近年、デジタル社会の進展とともに、働き方の多様化が進み、その一類型として、フリーランスという働き方が普及してきました。

一方で、フリーランスの半数近くが、報酬の不払いや支払遅延というトラブルを経験しているとともに、記載内容の不十分な発注書しか受け取っていないなど、様々な問題点を抱えていることが明らかになってきました。

そもそも、一人の個人として業務委託を受けるフリーランスと、組織たる発注事業者の間には、情報収集力や交渉力に大きな格差があります。

これまでも、下請法等により、これらの格差に対応することは可能でしたが、下請法では、フリーランスを保護する側面が不十分でした。

そこで、業務委託契約における事業者間の情報収集力や交渉力の格差、それに伴う個人たる受注事業者の取引上の弱い立場に着目し、組織たる発注事業者と個人たる受注業者との間の取引の適正化と就業環境の整備を図るべく制定されたのがフリーランス新法です。

## 3 フリーランス新法の適用範囲

### (1) 対象となる取引

フリーランス新法は、業務委託事業者と特定受託事業者(フリーランス)との間の「業務委託」に係る取引に適用されます。

「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託する行為をいいます。

「フリーランス新法は、どの業種に適用されるのか?」という質問を受けることがありますが、運輸業、建設業、製造業、サービス業をはじめ、フリーランス新法はあらゆる業種に適用されます。事業協同組合が行う事業にも適用される可能性があります。

すなわち、フリーランス新法が適用されるか否かは、業種により区別されるのではなく、契約の内容が業務委託事業者と特定受託事業者間の業務委託であれば、フリーランス新法が適用されます。

### (2) 対象となる当事者

フリーランス新法は、従業員を使用せずに業務委託を受ける特定受託事業者を対象とする業務委託の場合に適用されます。

業務を委託する側の業務委託事業者には制限はありませんが、従業員を使用して「組織」として業務委託する「特定」委託事業者と特定受託事業者との間の業務委託に係る取引の場合には、規制内容がさらに厳しくなります(詳細は4にて後述します)。

なお、ここでいう「従業員を使用」とは、「週所定労働時間が20時間以上かつ継続して31日以上の雇用が見込まれる労働者を雇用すること」をいい、正規社員、非正規社員を問いません。

受託事業者であるフリーランスが従業員を雇用していたとしても、その従業員が、例えば、週15時間労働する、2か月の雇用見込みの従業員である場合には、上述の「かつ」の要件を満たしていないため、そのフリーランスは従業員を使用していないと解釈され、そのフリーランスは特定受託事業者とされて、フリーランス新法が適用されることとなります。

## 4 フリーランス新法が定める規制内容

### (1) 書面等による取引条件の明示

特定受託事業者を当事者とする全ての業務委託において、業務委託事業者は書面等により取引条件を明示しなければなりません。

これにより、取引条件に関する当事者間の認識の相違を減らしトラブルが未然防止されることが期待できます。

### (2) 期日における報酬支払、募集情報の的確表示、ハラスメント対策に係る体制整備

特定受託事業者の取引相手が特定業務委託事業者である業務委託の場合、(1)の取引条件の明示の他に、次の①～③の義務が発生します。

- ① 特定業務委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定めてそれまでに支払わなければならない。
- ② 特定業務委託事業者は、広告等により特定受託事業者の募集を行うときは、業務内容や、業務に従事する場所、報酬に関する事項などの情報について、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならない。
- ③ 特定業務委託事業者は、ハラスメント行為により特定受託事業者の就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備など必要な措置を講じなければならない。

### (3) 特定業務委託事業者の遵守事項

ア 特定業務委託事業者と特定受託事業者との間の業務委託が、1か月以上継続する場合、特定業務委託事業者は、次の④～⑩の行為が禁止されます。

- ④ 受領拒否  
特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく給付の受領を拒むこと
- ⑤ 報酬の減額  
特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく業務委託時に定めた報酬の額を減ずること
- ⑥ 返品  
特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく、給付を受領した後、その給付に係る物を引き取らせること
- ⑦ 買ったたき  
特定受託事業者の給付内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い報酬の額を不当に定めること
- ⑧ 購入・利用強制  
正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
- ⑨ 不当な経済上の利益の提供要請  
自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
- ⑩ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し  
特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後若しくは特定受託事業者から役務の提供を受けた後に給付をやり直させること

イ 特定業務委託事業者と特定受託事業者との間の業務委託が、6か月以上継続する場合、特定業務委託事業者には、次の⑪～⑫の義務が課されます。

- ⑪ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務  
特定受託事業者からの申出に応じて、特定受託事業者が育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければならない
- ⑫ 中途解除等の事前予告・理由開示義務  
業務委託に係る契約を中途解除したり、更新しない場合には、特定受託事業者に対し少なくとも30日前までにその旨を予告しなければならない

## 5 まとめ

フリーランス新法は、特定受託事業者との間の業務委託に係る取引であれば、あらゆる業種に適用されます。

事業協同組合の場合でも、特定受託事業者を取引相手とする業務委託にはフリーランス新法が適用されます。組合員の方自身が特定受託事業者として、フリーランス新法の保護対象になることもあるでしょう。

フリーランス新法は、事業協同組合に関わる皆さんにとっても、身近な法律であると言えるのではないのでしょうか。

# 令和6年度 中小企業労働事情実態調査報告

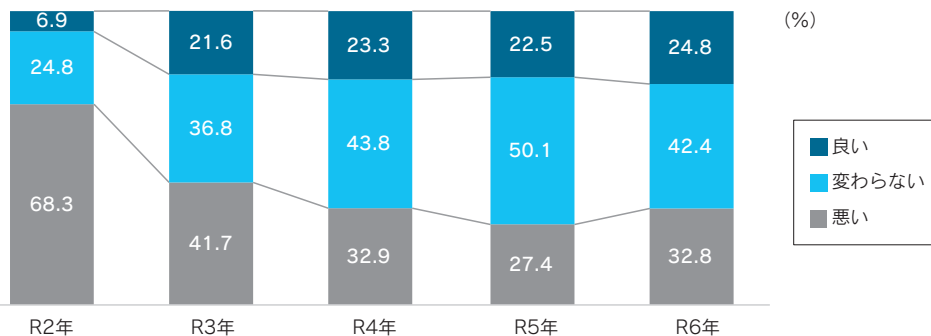
本会では、中小企業における労働事情（経営状況、労働時間、雇用環境、賃金など）を的確に把握し、適切な労働対策を樹立することを目的に「中小企業労働事情実態調査」を実施しています。本調査は、毎年7月1日を調査時点として全国一斉に実施されており、本県では県内中小企業1,500事業者を対象に郵送調査を実施し、529事業所より回答をいただきました。本稿では令和6年度の報告書の中から「経営状況」と「賃金改定」について抜粋してご報告します。

## 経営状況について

### 1. 経営状況

現在の経営状況は1年前と比べて、「良い」24.8%（前年比+2.3ポイント）、「変わらない」42.4%（同-7.7）、「悪い」32.8%（同+5.4）となっている。

業種別でみると、製造業では「良い」20.5%（同-0.7）、「変わらない」40.1%（同-4.7）、「悪い」39.4%（同+5.4）となっており、非製造業では「良い」30.9%（同+6.7）、「変わらない」45.6%（同-11.5）、「悪い」23.5%（同+4.9）となっている。

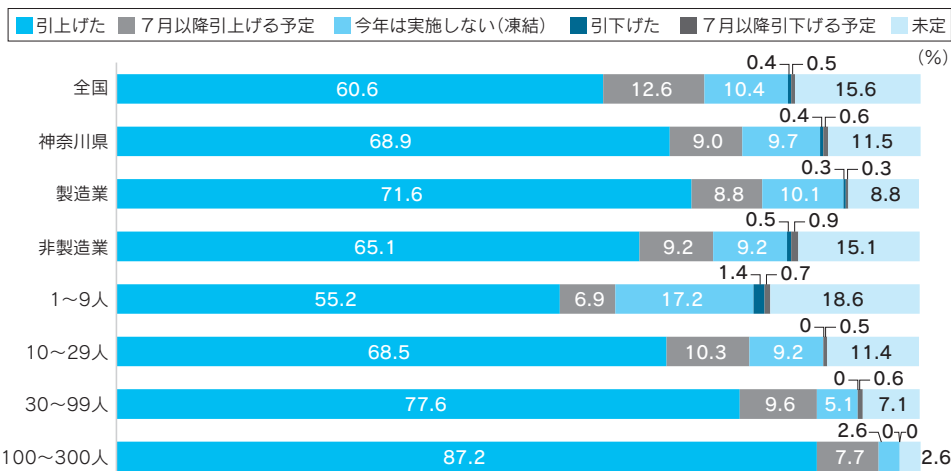


## 賃金改定について

### 1. 賃金改定の実施状況

令和6年1月1日から令和6年7月1日の間の賃金改定の実施状況は、「引上げた」事業所が68.9%と最も多く、前年（68.9%）と同率である。

「引上げた」事業所を規模別にみると、「1～9人」が55.2%（前年比+1.8ポイント）、「10～29人」が68.5%（同-1.6）、「30～99人」が77.6%（同-1.6）、「100～300人」が87.2%（同+12.2）となっている。



### 2. 平均昇給額と平均昇給率

賃金改定（引上げ・引下げ・凍結）を実施した事業所における平均昇給額と平均昇給率は、平均昇給額が11,514円（前年比+3,258円）、平均昇給率が3.92%（前年比+1.10ポイント）と増加した。

また、業種別の平均昇給額において、製造業では「木材・木製品」が16,372円（同+13,059円）、非製造業では「サービス業」が18,046円（同+9,022円）と、それぞれ最も大きくなっている。

なお、平均賃金を都道府県別でみると、神奈川県は305,599円で、調査対象の都道府県中で第3位となっている。

平均昇給額と平均昇給率(加重平均) ( )内は前年比

| 区分   | 平均昇給額 (円) | 平均昇給率 (%) | 前年比 (%)       |               |
|------|-----------|-----------|---------------|---------------|
| 全国   | 9,800円    | (+1,243)  | 3.74% (+0.39) |               |
| 神奈川県 | 11,514円   | (+3,258)  | 3.92% (+1.10) |               |
| 業種   | 製造業       | 10,343円   | (+2,205)      | 3.58% (+0.79) |
|      | 非製造業      | 13,410円   | (+4,960)      | 4.43% (+1.58) |
| 規模別  | 1～9人      | 7,259円    | (-2,511)      | 2.50% (-0.68) |
|      | 10～29人    | 13,675円   | (+4,550)      | 4.49% (+1.38) |
|      | 30～99人    | 11,279円   | (+2,573)      | 3.84% (+0.88) |
|      | 100～300人  | 11,132円   | (+4,175)      | 3.84% (+1.43) |

業種別の平均昇給額(加重平均)

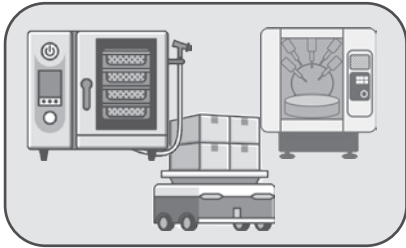
| 業種     | 平均昇給額 (円) | 業種    | 平均昇給額 (円) |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 食料品    | 11,409円   | 情報通信業 | 12,720円   |
| 繊維工業   | 6,910円    | 運輸業   | 9,582円    |
| 木材・木製品 | 16,372円   | 建設業   | 17,449円   |
| 印刷・同関連 | 6,495円    | 卸売業   | 10,702円   |
| 窯業・土石  | 14,015円   | 小売業   | 12,368円   |
| 化学工業   | 12,986円   | サービス業 | 18,046円   |
| 金属・同製品 | 10,980円   |       |           |
| 機械器具   | 9,018円    |       |           |
| その他    | 10,928円   |       |           |

本報告書は、本会ホームページからも  
ご覧いただけます。



## 中小企業省力化投資補助金について

人手不足に悩む中小企業等の皆様の売り上げ拡大・生産性向上を後押しするためIoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品の導入を支援いたします。



1. 製品を選定



2. 販売事業者を選定



3. 販売事業者と共同申請

補助額について(補助対象者:日本国内で法人登記され、日本国内で事業を営む中小企業等)

| 補助対象                         | 補助上限額   |                      | 補助率       |
|------------------------------|---------|----------------------|-----------|
| 補助対象として<br>カタログに登録さ<br>れた製品等 | 5人以下    | 200万(300万)           | 1/2<br>以下 |
|                              | 6~20人以下 | 500万円<br>(750万円)     |           |
|                              | 21人以上   | 1,000万円<br>(1,500万円) |           |

※事前に申請の上、補助事業実施期間内に一定以上の賃上げを達成した場合( )内の額に補助上限額を引き上げることができます。

補助金に関する不明点や不安な点は相談窓口にて対面でご相談ができます。

→→→【神奈川県省力化補助金事務局の相談窓口】

ご予約はこちら→



【製造事業者としてカタログへの製品登録をしたい方】

【販売事業者としてカタログの製品を販売したい方】

登録に関するサポートをしております。

カタログ登録サポートセンターをご活用ください。

**03-6746-1530** 受付時間:9:30~17:30(土日祝日を除く)



補助額の詳細やカタログ・公募要領はこちらから

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>





# 組合あんてな



## 第68回アイクルフェアに出展(横須賀市資源回収協同組合)

令和6年11月17日(日)、横須賀市主催のリサイクルイベント「第68回アイクルフェア」が、横須賀市リサイクルプラザ「アイクル」(横須賀市浦郷町)で開催され、横須賀市資源回収協同組合がイベント運営に協力しました。

このイベントは、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の意識啓発を目的に毎年開催されています。今回も多くの方々が訪れ、リサイクル活動や環境問題への関心の高さを感じさせる盛況なイベントとなりました。

恒例の古本市、古着物市、古ジーンズ市のコーナーは開始前から長蛇の列ができるほど人気で、リピーターも多く見られました。来場者は古着や古本のリサイクルを楽しみながら、自然と環境意識を高める機会となりました。さらに、再生家具の入札販売や災害用トイレの実演、リユースプロジェクトなど、環境保全の重要性を学べる多彩な取り組みが行われました。3階講堂では「ごみトーク」が開催され、横須賀市内のごみ問題や資源分別のポイントが詳しく説明されました。その後のトイレトーパーつかみ取り大会では、多くの参加者が熱中し、大きな盛り上がりを見せました。また、映画「バック・トゥ・ザ・フューチャー」に登場し、ごみで走る車として有名な「デロリアン」の展示やフリーマーケット、環境団体によるパネル展示など、老若男女が楽しめるプログラムも充実し、終日賑やかな雰囲気でした。



トイレトーパーつかみ取り大会の様子



古本市、古着物市等の様子

## 第1回 神奈川100kmウォーク「湯渡し100」湯河原～川崎(元住吉) 開催決定!(モトスミ・ブレーメン通り商店街振興組合)

2023年度、モトスミ・ブレーメン通り商店街振興組合と湯河原駅前通り明店街の間に「つながり」が生まれました。本イベントは、神奈川県最西端の街である湯河原から最東端の川崎までの100kmウォークを通して、「歩く事」の大切さと素晴らしさ、そこに関わる町・商店街・お店・人などすべての「つながり」を感じて、未来につなげていくことを目的としています。

たくさんのご応募をいただき、総勢500名の参加者が集う大規模なイベントとして、令和7年3月15日(土)～16日(日)(※荒天中止)に実施されます!

イベント当日は沿道で参加者を見かけたら、ぜひ温かい応援をお願いします。みなさまの声援が、参加者の力になります。また、通過する地域の商店やスポットに立ち寄り、神奈川の魅力を再発見していただければ幸いです。

※イベントの詳細は  
ホームページを  
ご確認ください。



ホームページ  
<https://yuwatashi100.jp/>

### イベントに関するお問い合わせ

モトスミ・ブレーメン通り商店街振興組合 〒211-0025 川崎市中原区木月一丁目29番18号

電話：044-422-3626 URL：<https://bremen-st.com/>

## 組合と大樹生命、持続可能な社会のための連携ストーリー(横浜市資源リサイクル事業協同組合)

リユースびんPJの説明動画



小学生の環境絵日記作品を切っ掛けに始まった横浜市資源リサイクル事業協同組合の「横浜リユースびんプロジェクト」。令和6年12月6日(金)、大樹生命本社のあるダイバーシティ東京オフィスタワーでそのリユースびんプロジェクトによるリユースびん商品の販売会を実施しました。当日は、大樹生命の社長自らリユースびんの商品を購入、用意した150本は2時間で完売となり大好評でした。販売後には、大樹生命のスタッフ約20名を対象にプロジェクトメンバーと中央会担当者より、プロジェクトの説明だけでなく大樹生命と協働で描くSDGsへの連携ストーリーのセミナーを開催しました。大樹生命とのコラボレーションをご検討の方や、どんなことが出来るかなどのご相談は、中央会担当者まで気軽にお聞きください。



販売会の様子



大樹生命の社長が商品を持ってパチリ



セミナーの様子



製造業

食料品

**パン** 採用しているシステムのサーバー料金が2年続けたの値上がり。月々のコストが当初より150%近く上がり困っている。

**酒造** 令和6年10月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比88.08%と下回った。内訳は吟醸酒88.25%、純米吟醸86.71%、純米酒88.05%、本醸酒91.98%となった。特定名称酒以外の普通酒は対前年比85.08%と下回り、合計で対前年比88.21%と前年を下回る結果となった。

**ひもの** 商品の値上げ等で厳しい状況が続き、期待した売上げの伸びが無かった。漁獲量の減少及び仕入コストの上昇で原料魚の確保にも苦しい状況が続いている。梱包資材・光熱費・運賃含む諸経費の値上がりも継続しており、今後も商品の値上げ等視野に入れていかないといけない状況である。

木材・木製品

**家具** 経済産業省が発表した9月時点の「商業動態統計」には、明るいデータがある。百貨店・スーパーの家具販売額は、67億円で昨年同月比7.4%増加。ホームセンターは135億円で1.6%増加。引越しやリフォーム需要がけん引したとみられている。帝国データバンクの家具小売りの景気DIも上向いている。どうも聞き取る業者の話からは、良い話はなかなか聞けないが、統計から、じわじわと消費回復の芽が見えてきているのではないだろうか。

印刷

**製本** 10月に紙を含め全てのコストが上がったが加工代の値上げが追いつかない状況。収益状況は悪化している。製造コストが毎年のように上がっているため、加工代も毎年値上げ・都度見積をしていかないとコスト増が収益をどんどん圧迫していく。10月に1社廃業した。もう一社組合を脱退することが決まっており、組合存続が危ぶまれる。

化学・ゴム

**石油製品** 組合員から今月も、「引き続き半導体生産面積は拡大しているものの、上流工程での受注は軟調で、回復にはもう少し時間がかかる見込み。」また、「来年1月に、主要製品の原材料の値上げが予定されており、各方面との調整が必要。」という情報が寄せられた。

土窯  
石製業  
品

**砕石** 生コンクリートの出荷が前年同月より落ち込み、骨材の出荷も同様に落ち込んだ。工場の電気料、燃料費など、生産に関係する資材が高騰しているため骨材の値上げが必須となっている。

鉄鋼  
・  
金属  
属

**工業塗装** 主力市場の防衛産業分野が予算の増加により好調である。向こう3年は防衛産業の需要が継続すると思われる。前年同月と比べると悪いが、前月(10月)と比べると少し上向きである。

**工業団地(相模原市)** 11月の共同受電使用量は前月比-4.12%となった。(前年同月比+0.07%)電気料金については、前年同月比+8.44%となった。これは、電力量単価(基準単価+燃料単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金)が毎月少しずつ上がっていることによる。

**工業団地(伊勢原市)** 業種により差異はあるが設備稼働率は若干上昇している。材料・エネルギー・物流などが高騰するなかで製品価格への転嫁は思うように進んでいない。賃金上昇で新規雇用が厳しく、少数精鋭の理念で働き方改革が必要と考える。

**金属製品** 仕事量の減少傾向がみられる。何処まで我慢しなければならないのか。雇用問題や賃上げ等々厳しい状況が続いている。春闘で5%は無理無理!!その前に会社が倒産してしまう。

輸送機器

**艦船製造・修理** 「船の脱炭素化」で国際海事機関(IMO)は、世界で航行する船舶から排出される温室効果ガスを「2050年頃までに実質ゼロ」にする目標を採択した。その為の取り組みとしてカギと成るのが二酸化炭素を出さない「アンモニア」を燃料として走る船舶の開発だ。アンモニアは船舶用の脱炭素燃料候補の本命の一つである。現在は肥料などの化学原料として使われるアンモニアだが、今後は火力発電などの温室効果ガスの排出量を削減するため混焼利用される。内需は30年に300万トン、50年に3,000万トンへ急拡大するとの試算だ。

その他の製造業

**工業中心の複合業種(川崎市)** 会員企業の殆どが低迷状態。大手からの発注も動きが無く受注減が続いている。今月2社廃業も出ている。従業員の賃上げも厳しく、今後が心配される。

**工業中心の複合業種(厚木市)** 業界により売上高・収益に格差が出始め、好不調が二分化する傾向か。半導体製造装置を始め設備投資が動き出している。金属相場の上昇に加えマージンアップも併せて販売価格の上昇に繋がっている。人件費高騰や人材不足から雇用人員は減少した。中国経済の失速、トランプ大統領の施策転換が今後どう影響してくるか不透明な部分がある。

神奈川県景況天気図／全国の調査結果はこちら

神奈川県の  
景況天気図は  
こちら



毎月25日ごろまでに  
前月分を更新します。

全国の  
景況情報は  
こちら



【11月分】



【過去分】

**菓子卸** 売上に関しては、11月も値上げによる売上の増加がみられたようだが、世界的なカカオ不足による主にカカオを多く含むチョコレートが起り、販売機会の損失が起こった。12月には、クリスマス、歳末商戦に期待したいところである。

**卸回地** 売上については、前年同月比で増加となったが、新型コロナ禍以前(4年前)と比較した場合、依然減収している状況。(一部の企業では4年前対比増収となっている。)取扱い商品・販売ターゲットによって、業績格差が顕著に表れている。アフターコロナによる世界的な需要増と、ロシアのウクライナ軍事侵攻等による原油高、半導体不足、小麦不足等によって、海外調達遅延、仕入価格上昇、物流経費増加によって、変動費が上昇し、収益悪化が表れている。現時点では、材料等仕入れ価格の上昇、電気料と物流経費増加分を販売価格に一部転嫁実現できた企業もあるが、依然中小企業の大半が転嫁することが、厳しい状況。(売上先により格差がある)物価高等の変動費増加分を売上転嫁できるか否か、特に中小企業の事業継続の鍵を握るものと思慮。

## リサイクル(横浜市)

【新聞古紙】

インド向け原紙輸出再開+ ASIA HONOUR社(マレーシア)倒産による同社品ユーザーに対する販売獲得により韓国の購買、価格対応が11月より開始したが、今年5~7月の運賃急上昇の際と同様に、韓国発輸出の採算確保ができなくなり、原紙販売ストップ+原料調達削減が行われる可能性が高い。また、10月・11月契約である程度数量確保できたこと、12~1月は季節要因で韓国国内の回収量が20~30%程度増加する見通しであることから、輸出新聞古紙の12月単価は調整の可能性が高い。

【雑誌古紙】

マレーシアのユーザーが一時購買ストップしたが、現在は再開している模様。(再開の理由不明)海上運賃の大幅な値上げ、ブックング困難のため、店頭価格は横ばいから若干の下落に移っている。

【段古紙】

仕入れコスト高とドル建て売価の下落を、直近の円安進行によって生じた余力をもって打ち消すことで、円建て店頭単価は大幅な下落を見せていないが、アメリカ品と同レベル、欧州品との格差拡大、という状況の為、日本品の下げ圧力が増々強まっている。12月積み海上運賃の大幅上昇+ブックング取得難航を背景に、12月出荷分の契約交渉から、円建て店頭単価が一気に下落している。

【シュレッダー】

大きな動きなしで販売ドル価は横ばいだが、ベトナム向けブックング困難、運賃大幅値上げのため、店頭価格は多少下がる予想。

**リサイクル(大和市)** 古紙市況は、国内の古紙の回収、消費ともに縮小傾向が続いている。為替の円安ドル高は輸出面でプラス材料とされてきたが、今後円高ドル安への変化も予測され、為替相場の先行きは不透明となっている。国内の古紙供給については、これからの年末環境下において、市中発生量増加が見込まれ、アジア向けの輸出量も夏場から秋口は落ち込んでいたが、冬場は回復が期待できるため、輸出の新規契約が目される。鉄スクラップ市況は、国内需要はメーカーの生産量低下からマイナス基調であり、供給面も問屋ヤードの入荷は前年比マイナスとなっている。様子見ムードとなっている。アルミ市況は、11月においては市中発生源から原料の高値が懸念されており、今後の為替相場を注視している。

**菓子** 急に寒くなり好転。業界はよし。

## 酒販

商品券の販売については、12月商戦期を控え、会員組合での仕入れが増加した為、前年同月より大幅増となったが、前月の落ち込み分が上乗せとなった為であり、通年では前年並み。使用済商品券の回収は前年より1割程度ダウンしているが、累計では前年を超えている。収益状況は商品券の販売数が前年より大きく増加した為好転しているが計画通りであり、年度の収益は計画通りとなる予定である。

**電化製品** 大物家電商品については、前年並み、やや前年ダウンと厳しい状況が続いている。そのような中において顕著に販売を伸ばしているのが防犯関連商品である。昨今の闇バイトなどによる侵入強盗事件が多発している中、家庭用防犯カメラ・人感センサーライト等の需要が急成長しており、各メーカー慢性的な品切れが続いている。

**青果(小田原市)** 夏以降、毎月「今年の猛暑が種まきを遅らせ、苗は生育不足の為、野菜が月変わり旬替わりで高値が続いている」と書いてきたが、今月は想像以上の高値のキャベツ(1玉600円)が登場しただけでは留まらず、胡瓜・大根・ブロッコリー・トマトと年末・年始前の低迷期の業界に大ダメージを与え、辛い状況が続いている。

**青果(横須賀市)** 11月は、先月よりも非常に厳しい状況の中での販売となった。夏以降の高温が影響し、各産地では、種まきが遅れたり、生育不良が生じたりし、半年の6・7割の出荷量で、野菜・果実共に相場は当組合始まって以来の高騰の嵐が続いた展開であった。輸入品についても世界的異常気象、円安の影響で、更なる高値が続いている。米や、他食品の価格の上昇で青果物の消費需要が著しく低迷し、小売り販売は非常に厳しい状況であった。総体的には、当組合の取引量は前年比106%、取引高は前年比114%であったが、先の見通しが全くつかず、青果物の安定供給の復活を祈るばかりである。

**鮮魚** 物価高の影響は大きい。魚介類はもともと高値であるので特に控えられている感が強い。高級食材ではなかったはずなのだが食生活の変化で価値観がどんどん変わっている。

**燃料** 大手元売りの11月28日以降の石油製品仕切り価格は、11月積みサウジ調整金の上昇(190銭程度)が影響し、実質ベースでは前週比1.2円の値上げとなる。原油コストは毎週上げ下げが入れ替わる中で、サウジ調整金の要素も加わり、エネオス・出光・コスモが打ち出した仕切り価格の算定は、リッター3円の値上げであった。燃料油激変緩和補助金は、16.3円に1.8円増額されたが、仕切り値上げを打ち消しきれなかった。これにより実質仕切りの上昇は2週連続という状況である。また、燃料油価格激変緩和措置の補助額は、新聞報道でも掲載されているように、12月19日に5円程度下がり、さらに1月16日より5円強下がり、合計で10円強下がり補助金がなくなることで、1月16日以降は元売り仕切り価格が10円強上昇することになる。このことから、ガソリン小売価格は現在の平均価格と比較し、12月19日以降は全国的に180円、1月16日以降は185円となる状況である。(現状のまま推移した場合)但し、その後の5・6円の補助金については、政府の経済対策の協議により決まっていくこととなる。11月27日公表の神奈川県レギュラーガソリンの平均価格は172.3円/Lという状況であり、全国で平均では174.9円となっている状況である。

**共同店舗** 周年大売り出しを実施したが、イトーヨーカ堂1/5閉店セール及び、イオンブラックフライデーが重なり前年度より、6日間で2,000人来店者が減り、売上減となった。

**タイヤ販売** 11月は例年と比べると気候が暖かくスタッドレスタイヤの装着が遅れている。その為、12月が急に寒くなると作業が集中し、事業所単位でこなせる数が減少してしまう。神奈川県中小企業生産性向上促進事業費補助金を組合全体でサポートできるよう、すすめている。中央会の支援のおかげで当組合としては2事業所で合計420万円近くの補助金申請が通った。今後も県や市の補助金など組合員にとって有用なものを組合全体でサポートできるよう体制を整えていくつもりである。また、組合の賀詞交歓会では補助金の活用例を講習会でおこなうこととなった。この講習会では中央会も支援内容など重ねて登壇してもらう予定である。

**商店街（藤沢市）** 昨年は、11月中旬から市内でPayPay25%還元プロモーションがあり、好調であったが、今年はその煽りを受け、全体的には低調である。ようやく気温が下がり、冬物衣料品の動きの鈍さが解消されつつある。また、飲食や加工食品の売上は好調を維持している。逆に、生鮮品では、温暖化気候変動の影響で、野菜の生育不足や漁獲量が減少により価格高騰が続き、売上が伸び悩んでいる。

**商店街（川崎市）** 天候は例年より暖かめになっているが、最低賃金が上昇し、また物価が上がっている。特に野菜が高かったので売り上げに反応した。今、所得税103万円問題が議論されるようで、国民1人1人の所得が上がり働きやすい環境になりそうだが、国民所得が上がると同時に中小零細企業の負担軽減策も望みたいところである。

**商店街（横浜市）** 価格の小売への転嫁が難しく、人件費は人がいない、賃上げの風潮で上昇している。収益性は悪化。一部大手コンビニなど価格競争があり、非常にきびしい。

**温泉旅館・ホテル** 11月は紅葉シーズンを迎え、国内団体客が回復傾向で、高稼働を維持できた月であった。外国人客比率が例年よりも高く、高単価で集客できた。

**建設設計** 建築業界では、建築資材の高止まりが続いているが、建築需要の落ち込みが見え始め下降の兆しが見え始めてきた。ただ設備機器などは、需要が増え価格の上昇が続いている。また、人手不足は深刻な状況で労務費の上昇が顕著である。この状況を受け、建設会社も仕事を減らす状況が増加している。その他、小規模な改修計画は随時公表されている。

**ファイナンシャルプランナー** 当組合の組織を活性化するため、様々な企画を立案中であり、来年度は新しい組織として生まれ変わることを目指している。

**情報サービス業** 本来対応する必要のない作業を無償で対応するよう指示され、その作業の進捗について及び組合員間の連携に不安・不満があるという理由で来年4月以降の業務委託契約を終了する旨通達された。

**情報サービス業** 前年同月と比較すると、画像認識関連の開発、モバイル関連試験業務等で売上がやや好転したものの仮想化関連業務の収益が大きく減少した。

**柔道整復師** 対前年同月比で8月施術療養費総請求金額の結果がでた。今年の猛暑による外出自粛の影響もあってか、94.8%という結果に終わった。石破内閣になってから急に厚労省がパートなどの103万円の壁を撤廃し、106万の壁をも撤廃、そのかわり、週に20時間以上の労働がある場合、社会保険料の天引きを行うということになる。我々の業界も、雇用主の大幅な負担増により新たに雇用もできない状態になり他方、療養費を請求しにくくなるようにさまざまな制限が新たに設けられる。結果、国民の負担増につながり、健康寿命は短くなるのは必至だろう。介護も同じだ。本体部分の賃上げがなければ事業所は雇用者の支払いが増大し、やりくりできなくなる状況になってきている。政府が関与する保険、療養費などの事業で生計を立てるのが困難な時代になってきているが、これでは国民が安心して暮らせなくなってしまう。未病対策も妥当な金額を請求できる仕組みがなければ、ボランティアでは生計がなりたたなくなることを行政は理解してほしい。

**警備業** 相変わらずの人材不足に加え高齢者の退社があり、思うように受注が得られない状態が続いており今後の共同受注に問題が生じる事が不安である。

**自動車整備** 需要に対して供給が不足している。自動車整備の仕事が増えている。

**管工事** 前月に引き続き、マンションの受注件数は減少しているようだが、この状況の中でも配管工に関しては不足という調査結果があり、人材不足が露呈された結果になっている。今後の人材確保の必要性は、経営に直接影響を与える可能性もあり、業界全体で考えていく必要性を感じている。また、引き続き材料費の値上げによる粗利の減少の報告もあり、業界全体として中だるみ感が感じられる。年末から年度末の駆け込み需要などに期待したい。

**空調設備工事** 全国より神奈川は、大型現場が少ない。あっても工事の遅れなどで工事予定が立たない。そのために見積金額以上に経費が多くなり、材料値上げなどで利益が出ない。遅れた工事が始まると人手不足などになると思われる。今の働き方改革では建設業に大きな障害がでると思われる。

**畳工事** 11月に入り一般のお客様からの畳替えの注文が増。畳替えキャンペーンの抽選権も完売、仕事増に期待。12月1日には、ものづくりマイスターが教える、ものづくり体験教室（神奈川県職業能力開発協会主催）に当組合参加。小・中学生にお正月に向けての門松とミニ畳を製作してもらい、大変盛況に終わった。少しでも子供たちに畳に触れてもらおう大変意義のあるイベントだと思われる。

**道路貨物** 11月に入り、10月まで増えていた荷量が減ってきた。箱車やウイング車（パレット物）の需要が減り、首都圏から地方への荷量が大幅に減ったため、地方から来た車が空で帰ることも多くなった。平ボディーを主とする建材の輸送は増加傾向で、九州向けなどの長距離案件も増えてきた。海上コンテナについては東京港・横浜港とも輸出・入とも数量が減っていると話す事業者が多く、中国を主とする荷量落ち込みの影響が続いている。今まで、輸送と施設運営を分けて発注していた自治体の給食事業等が、施設運営込みの入札となる事例が増え、今まで給食配送を行ってきた神奈川の中小運送事業者数社が入札に参加出来ず、他県の大手運送業者に仕事を取られ、運送事業を辞めるケースも出てきた。

### 道路貨物（横浜市）

輸送量 前年同月比  
 地場（近距離）輸送  $\Delta$ 2.0% 長距離輸送 +1.0%  
 海上コンテナ輸送 +3.0% 重量品輸送 +2.0%  
 海上コンテナ輸送は先月よりも繁閑の差が多少緩和されてきた模様。地場輸送は物価高の影響なのか動きが悪い。長距離輸送、重量品輸送は堅調。

**放課後等デイサービス** 感染症の増加がみられ、学級閉鎖が散見されるようになり、放課後等デイサービスを利用する児童の欠席数が増える傾向になっている。12月以降の冬の期間に更に感染症が広がるようであれば、今後売上高に影響を与える事になる。人員採用については、厳しい状況が続いているため、人手不足の厳しい状況で施設運営を行っている。

**質屋** 貴金属の買取は、月初のトランプ大統領選以来、金の値段が下がったことで取り扱いが減少したが、質の利息収入が前年より多く、対前年比はプラスになっている。また新規の質預かりも多く、在庫量も増えている。

※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合

Q

& A

第88回



社会保険労務士法人このは  
社会保険労務士  
益子英之先生

**Q.** 頻繁に無届の遅刻や欠勤を繰り返し、その理由も不明確なものが多く、同僚に迷惑をかけてばかりいる社員がいます。注意をすると、一応反省はしている様子ですが、改善されません。懲戒解雇できるでしょうか？

**A.**

無断の遅刻や欠勤は、企業にとって深刻な問題です。労使間の信頼関係を損なうだけでなく、業務に支障をきたし、場合によっては会社の損害に繋がる可能性があります。

会社と労働者の間では、「雇用契約」が締結されており、企業には賃金を支払う義務が発生し、労働者には労務提供する義務が発生しています。そのため、法律で定める年次有給休暇や就業規則等で定める福利厚生としての特別休暇等でない限り、労働の義務がある日に自由に欠勤をする（労務提供をしない）ということは認められるものではありません。ましてや、無断で遅刻や欠勤をするというのは重大な労働契約違反になりますので、賃金の不支給はもちろんのこと、人事評価においてマイナス評価や懲戒処分の対象とします。

また、長期に無断欠勤をして本人と連絡が取れない状態が続いているようなケースも、最終的には解雇や行方不明による自然退職の対応を検討することになりますが、連絡が取れないからといってそのまま放置することはせずに、まずは本人と連絡を取ることを試みるのが大切です。具体的には、電話、メール、自宅への訪問など、可能な限りの手段で連絡を試みましょう。それでも連絡が取れないときは、事故や何らかのトラブルに巻き込まれた可能性もありますので、安否確認のために家族や身元保証人などの緊急連絡先に連絡を取ってみることも検討しましょう。

解雇や自然退職の対応をするには、「会社として十分に連絡を取る努力を行った」、「これ以上は会社としても対応が難しい」というところまでの対応は必要です。なお、欠勤している期間の社会保険料の本人負担分が無給だと控除できないからといって、会社の判断で勝手に年次有給休暇を消化させた形を取ることはしてはいけませんのでご注意ください。

本人と連絡が取れた後の対応としては、無断で遅刻や欠勤をした理由を確認します。感情的にはならず、冷静に労働者の話を聞き取りするようにしましょう。

やむを得ない理由や正当な理由がなければ、書面に

よる警告、懲戒処分などを検討します。懲戒処分を行う場合は、会社の就業規則や懲戒規定に基づいて処分する必要があります。

遅刻や欠勤した理由が、健康上の理由であるような場合は、産業医への相談や外部の専門機関への紹介、何らかの疾病に罹患しているのであれば休職制度の利用を検討します。ハラスメント（いじめや嫌がらせ）が理由である場合は、どのようなハラスメントがあったのかなどパワハラ防止法で定める方法に沿って、丁寧に相談（聞き取り）を行っていくことになります。

無断欠勤や正当な理由のない欠勤の回数が相当数にのぼり、業務へ支障をきたしている場合は、最も重い処分である懲戒解雇ができる場合があります。ただし、それにはまず、戒告、けん責といった軽度の懲戒処分を与えても改善されない場合にはじめて懲戒解雇に至るべきです。

そして、懲戒解雇を検討する際には、単に欠勤回数だけを対象とするのではなく、欠勤をした理由や原因、反省の有無、業務に与えた影響、他の同様の例に対してこれまで会社が取ってきた措置とのバランスなどを総合的に勘案して判断しなければなりません。社員に改善の機会を与え、それでも改善が見られない場合に解雇を検討します。

当然のことですが、解雇手続きは労働基準法をはじめとする関連法規に違反しないように行う必要があります。労働基準法第20条に基づき、例外的な場合を除き、社員を解雇する場合は少なくとも30日前に予告することが義務付けられています。また実務的には、社員に支払うべき残業代や未払い賃金がないかを確認し、未消化の有給休暇がある場合は、適切に処理する必要があります。

無断の遅刻や欠勤を理由として懲戒解雇をするためには、会社は日頃からこうした行為に対して規律正しく厳しい対応を取っていることが必要です。また、無断欠勤、遅刻、早退の事実を具体的に記録しておくこと、これらの行為に対して、注意を与え、改善の機会を与えることが大切です。

組合個別  
専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

■ 次回日程

◎法律、税務・経理、労務

令和7年  
2月5日(水)

午後1時～4時 本会会議室にて

「zoom」による  
オンライン相談  
もできます。

●電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132

逸 今月の品

『かながわの名産100選』より



#88 川崎大師の久寿餅

川崎大師の名物として江戸後期から作られ、その淡泊な風味が人気。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。  
「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>)でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら  
神奈川県 文化スポーツ観光局  
観光課 国内プロモーショングループ  
TEL : 045-210-5767(直通)

編集後記

新年あけましておめでとうございます。商工神奈川では今年も、多様な情報の発信とともに、皆さまの活動や取り組みを広くご紹介していければと考えております。皆さまにとって実り多き一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

担当者 K

情報募集

『商工神奈川』に組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】  
情報調査部 TEL:045-633-5134  
もしくは組合担当者まで



神奈川県信用保証協会

金融支援  
創業支援  
経営支援

～夢と未来に向けて～

かながわの中小企業を  
応援します



ご利用のメリット

- 金融機関からスムーズな融資
- 事業の成長や経営改善もサポート

お問い合わせ先

ご相談は各支店でお受けしています  
右のQRコードを読み取ってご確認ください ▶



LINE



# 経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BEST PARTNER  
大樹生命



## 従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、  
安定した退職金準備が  
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社  
大樹生命保険株式会社



## 経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱\* (月払)の場合、  
一般扱(口座振替月払等)で  
ご契約いただくよりも、  
保険料が割安になります!

### オーナーズプラン

経営者の  
各種リスクマネジメントのために

### パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの  
保障準備をサポート



## 業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる  
従業員さまのケガなどのリスクに  
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
業務災害補償保険 取扱代理店  
大樹生命保険株式会社



- \* 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

### 大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 ISM藤沢6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2023-432 (損保)A-2023-112 (2023.9)  
R-2023-1009 (2023.9)

# 「ともに」を、 あたらしく。



企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。

安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。



神奈川営業部 横浜支店 川崎支店 横浜西口支店

〒231-0003 横浜市中区北仲通4-40

TEL:045(201)3952

# 案内図



〒231-0015  
横浜市中区尾上町5丁目80番地  
神奈川中小企業センター9階  
TEL (045)633-5131  
FAX (045)633-5139



<https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>



JR関内駅北口 徒歩5分  
横浜市営地下鉄関内駅 徒歩3分  
みなとみらい線馬車道駅 徒歩7分